

令和6年度「岐阜県被災建築物応急危険度判定士」

「登録の更新手続き」及び「講習会」のご案内

平成7年に発生した阪神・淡路大震災を機に、地震により被災した建築物の余震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、「岐阜県被災建築物応急危険度判定士登録制度」が制定されました。

平成28年4月に発生した熊本地震においては、熊本県の応急危険度判定士のほか、岐阜県を含む全都道府県から応急危険度判定士が派遣され、判定活動により二次災害の防止に大きな役割を果たしたところです。

岐阜県においても、南海トラフ地震や内陸型地震の発生が危惧されているところであり、大地震が発生した際に、迅速な判定活動を実施するためには、一人でも多くの方に「応急危険度判定士」として登録いただく必要があります。

貴殿におかれましては、現在「応急危険度判定士」として登録されておりますが、その有効期限が令和7年3月31日までとなっております。

引き続き「応急危険度判定士」として登録を受けるためには、登録の更新手続きを行っていただく必要があります。

つきましては、業務ご多忙のところ、誠に恐縮ではございますが、是非とも登録を更新していただき、引き続き「応急危険度判定士」として県民及び社会の要望に応じて貢献いただくとともに、県の震後対策にご協力いただきますようお願いいたします。

また、岐阜市内、多治見市内において「岐阜県被災建築物応急危険度判定士養成講習会」を開催いたします。

登録の更新には、講習会の受講を必須としておりません。最新の情報や判定基準の再確認のため、当講習会を受講していただくことは可能でございますが、会場の都合上定員を設けておりますので、定員に達した場合は新規の方を優先とさせていただきます、更新の方の受講をお断りすることがございますことをご了承ください。

岐 阜 県

「登録の更新手続き」のご案内

1 更新対象者

令和元年度に「岐阜県被災建築物応急危険度判定士」（以下「判定士」という。）に登録された県内に在住または在勤される方で、本制度の趣旨をご理解の上、更新を希望される方

（※対象者の登録番号は「19000」の5桁の番号です。）

2 手続き方法

(1) ①郵送または持参の場合

「応急危険度判定士登録申請書」（以下「申請書」という）に必要事項を記入し、写真を添付の上、同封の返信用封筒にて(5)提出先へ郵送または持参してください。

○写真2枚（縦3.0 cm×横2.4 cm）

[無帽・無背景・6ヶ月以内撮影（裏面に氏名記入）]

[注] 1枚は「申請書」指定欄に糊付け、もう1枚は「登録証」用として添えて提出してください。

②電子メールによる場合

下記 URL から申請書（Excel データ）をダウンロードし、必要事項を入力の上、写真データと一緒に下記メールアドレスへ送信してください。

URL : <http://www.pref.gifu.lg.jp/page/465.html>

メールアドレス : oukyu-kikendo@govt.pref.gifu.jp

○写真データ 胸より上の写真（JPEG 形式 1MB 以内）[無帽・無背景・6ヶ月以内撮影]

[注] 写真データ添付のほか、申請書の写真欄にサイズを合わせて貼付けてください。
登録証に用いますので、極端に粗い画像は避けてください。

(2) 「登録証」の交付 令和6年1～3月を予定しております。

(3) 講習会の受講（受講しなくても更新できます。）

更新手続において講習会の受講は必須ではありませんが、希望される方は、「申請書」指定欄の受講希望日番号に○印を付けてください。

※申込受付後、受講票を申請書記載の住所に郵送します。受講日の5日前までに受講票が届かない場合は、お手数ですが(5)提出先までご連絡ください。

(4) 提出期限	① 岐阜地区（岐阜県庁舎）	令和6年 8月 30日（金）
	② 東濃地区（岐阜県東濃西部総合庁舎）	令和6年 9月 30日（月）
	③ 岐阜地区（岐阜県水産会館）	令和6年 10月 31日（木）
	④ <u>講習会の受講を希望されない方</u>	<u>令和7年 1月 31日（金）</u>

（各会場、定員に達しましたら締め切る場合があります。）

※今年度に更新申請をなされなかった場合、次年度以降は新規登録となります。

(5) 提出先 〒500 - 8570 岐阜市藪田南2 - 1 - 1
岐阜県都市建築部建築指導課建築物地震対策推進係
TEL 058 - 272 - 8691

「講習会」のご案内

1 名 称

「岐阜県被災建築物応急危険度判定士養成講習会」

2 対象者

県内に在住または在勤する以下のいずれかに該当する方

- ・ 建築士の資格を有する方
- ・ 地方公共団体の職員で、応急危険度判定に従事する必要のある方
- ・ 建設業法第 27 条に基づく技術検定（1 級建築施工管理に限る）に合格している方

3 受講料

無 料

4 テキスト

「被災建築物応急危険度判定マニュアル」A4 版 97 頁

（表紙黄緑色）発行：（一財）日本建築防災協会

※新規でご登録いただいた際に配布したテキストです。講習会当日ご持参ください。紛失された方は、各自でご購入ください。（（一財）日本建築防災協会 HP での通信販売など）

5 講習内容（都合により変更される場合があります。）

時刻	内容
13:00 ～	受付
13:20 ～ 13:25	挨拶
13:25 ～ 13:35	応急危険度判定の概要と登録制度
13:35 ～ 14:05	応急危険度判定調査の流れ（DVD）
14:05 ～ 16:05	応急危険度判定マニュアル（W・S・RC 造）及び事例紹介（休憩含む）
16:05 ～ 16:25	模擬研修及び民間判定士の補償制度について
16:25 ～ 16:30	受講修了証の交付

6 開催日等

開催地区	日 時	会 場	定 員
岐 阜	令和 6 年 9 月 25 日（水） 13:20～16:30 （受付 13:00～）	岐阜県庁舎 3F（302～304）会議室 岐阜市藪田南 2 丁目 1-1	80 名
東 濃	令和 6 年 10 月 24 日（木） 13:20～16:30 （受付 13:00～）	岐阜県東濃西部総合庁舎 大会議室 多治見市上野町 5 丁目 68-1	60 名
岐 阜	令和 6 年 11 月 26 日（火） 13:20～16:30 （受付 13:00～）	水産会館 大会議室 岐阜市藪田南 1 丁目 11-12	100 名

7 会場案内図

裏 面 参 照

8 主 催

岐 阜 県

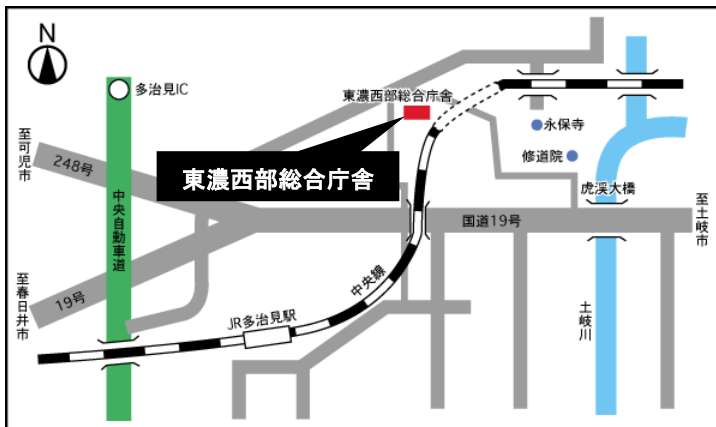
講習会場案内図

(各会場共、駐車場に限度があります。公共交通機関の利用または、相乗り等にご協力願います。)



令和6年9月25日(水)

岐阜県庁舎 3F (302~304) 会議室
岐阜市藪田南 2-1-1



令和6年10月24日(木)

東濃西部総合庁舎 大会議室
多治見市上野町 5 - 68 - 1



令和6年11月26日(火)

岐阜県水産会館 大会議室
岐阜市藪田南 1-11-12
※駐車場については、県庁駐車場を利用ください。

※出典：県域統合型 GIS ぎふ